

国立大学法人旭川医科大学総合評価審査委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

国立大学法人旭川医科大学総合評価審査委員会要項の一部を改正する要項

国立大学法人旭川医科大学総合評価審査委員会要項（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略) (組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学外の学識経験者 2名 (2) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u> (3) 施設課長</p> <p>2・3 (略) (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、令和3年8月23日から実施し、改正後の第3第1項第2号及び第3号の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略) (組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学外の学識経験者 2名 (2) <u>総務部長</u> (3) <u>総務部施設課長</u></p> <p>2・3 (略) (略)</p>